

第 3 編 風水害等編

風水害等編は、中城村の台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第 1 章 災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による村土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第 1 節 治水治山計画

第 1 款 治山事業

保安林の浸食防止及び強化、水源涵養機能の強化、山地災害危険地対策、生活環境保全林の整備強化等を国や県と協力して促進し、山地に起因する災害の未然防止を図る。

市町村名	土砂流出防備 保安林	土砂崩壊防備 保安林	塩害 防備 保安林	合計
中城村	1	1	5	7

第 2 款 治水事業

1 現況

位置的にも毎年襲来する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も増大しつつある。

2 浸水想定区域の指定と周知

(1) 村の役割

ア 村は、浸水想定区域の指定があったときは、村防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設（以下「災害時要援護者等利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要があると認められる事項がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

イ 村は、村防災計画において浸水想定区域内の災害時要援護者等利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 村は、村防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の災害時要援護者等利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について村民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 土砂災害予防計画

第1款 砂防計画

村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒避難体制の整備を推進するものとする。

また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について村民への周知を図るものとする。

土石流による危険が予想される区域については基本編―第1章―第3節―3を参照。

第2款 地すべり防止計画

本村を含む沖縄県中南部の泥岩地帯は地すべりの起こりやすい地形地質であるが、更に地すべりの十分な防止策もなされず開発等が進んだことにより、地すべりの発生するおそれのある危険箇所が増加する傾向にあることから、総合的な地すべり防止対策が必要である。

現在及び過去に地すべりがあった箇所又は将来地すべりの発生が予想される地区については、早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限を行うとともに滑動状況及びその原因を調査究明して、適切な地すべり対策工事を実施するものとする。

地すべりによる危険が予想される区域については基本編―第1章―第3節―3を参照。

第3款 急傾斜地崩壊防止計画

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊区域の指定については危険度の高い箇所について指定されているが、今後県と協力し、その他の箇所についても調査し、必要な箇所については急傾斜地崩壊区域の指定を行うよう働きかける。さらに災害未然防止のためにも対策工事の実施に努めるものとする。急傾斜地崩壊危険区域については基本編―第1章―第3節―3を参照。

第4款 土砂災害対策事業

村は、県と協力し、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定するよう働きかける。

また、指定を受けた土砂災害警戒区域において、区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒体制に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、村防災計画に定めるなどして、村民に周知するよう努めるものとする。

第3節 高潮等対策計画

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

1 高潮災害防止計画

本村の海岸線は美崎地区から熱田地区までにおよび、一般住宅地域、公共施設等がある。高潮又は津波被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図るものとする。

また、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、防災上特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。

2 高潮災害危険地域の把握

村は、村民避難体制の確立、危険箇所監視体制の整備及び村民の防災に対する意識を高めるため、高潮に備えたハザードマップを作成することにより、あらかじめ高潮災害危険地域を把握するものとする。

国土交通省港湾局所管海岸保全地区一覧表

（平成24年4月1日現在）

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指 定 告示番号	備考
中部土木事務所	62	中城港湾	北中城村渡口	499.8m	昭和61年12月12日	854	
〃	63	〃	〃	979.91m	平成5年1月18日	25	

沖縄県水防計画（平成24年度）P111

第4節 建築物等災害予防計画

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 市街地再開発計画

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を図るため、市街地の再開発を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策

村は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第5節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 消防力・消防体制等の充実強化

村及び県は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を図る。

(3) 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防視察・防火診断

火災の発生拡大を防止し避難体制の確実を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特殊対象物に対する査察

ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消防設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

イ 宿泊・娯楽施設及びスーパー、商店等

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づき定期的な査察を実行する。

ウ 危険物等関連施設

年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

(2) 一般住宅

ア 火災の多発期を控えた11月から12月にわたる秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。

イ 住宅火災による死傷者の発生を防ぐ目的で、住宅用火災警報器を設置するよう指導する。

3 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、溜池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 消防救急無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備

4 火災発生の未然防止

(1) 村長は消防法第 22 条の規定に基づき沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 村長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、中城村の区域にあるものは、村条例で定める火の使用制限に従うよう特に留意するものとする。

第6節 林野火災予防計画

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

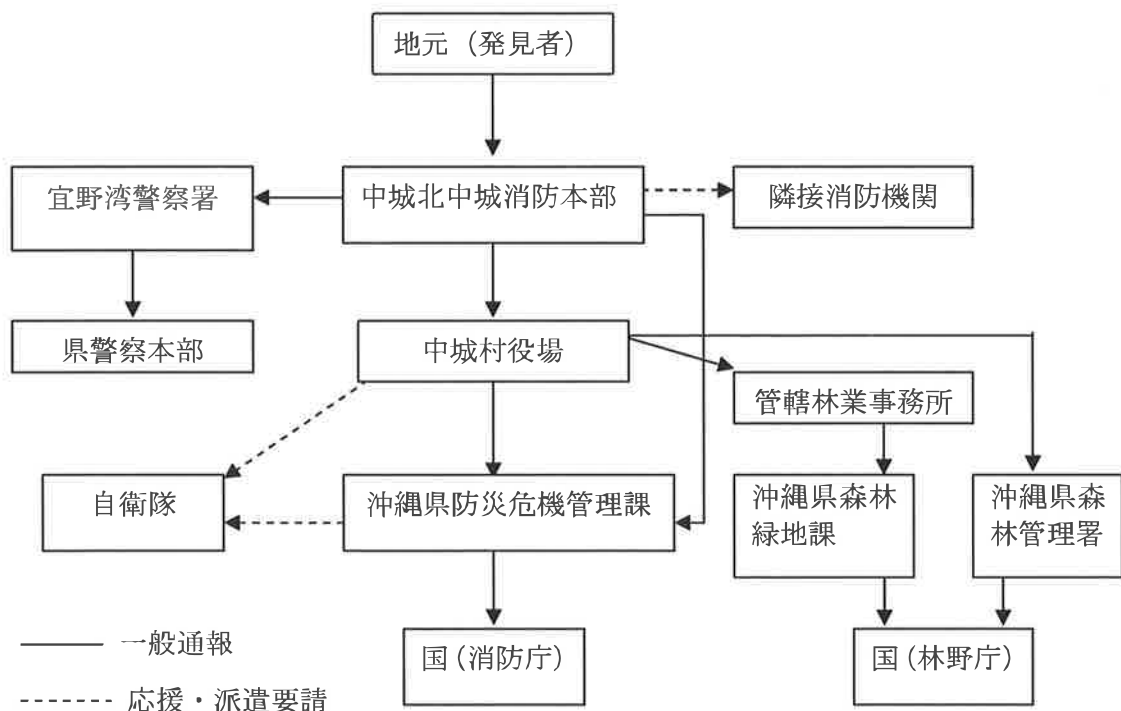
1 林野火災対策の推進

(1) 県に消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関等で構成する林野火災対策推進協議会を設置して総合的な林野火災対策の調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の計画推進体制を確立する。

(2) 林野火災の通報連絡等

林野火災が発生し、拡大するおそれのある場合における関係機関の通報連絡は次によるものとする。なお、通報連絡は出来る限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行うものとする。

〈 通 報 連 絡 系 統 図 〉



(3) 現地対策本部の設置

延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の、消防機関相互間の指揮系統及び情報連絡体制の整備を図るとともに、災害現地である本村において必要があると認めるときは現地対策本部を設置する。

2 出火防止対策

- (1) 県及び森林管理署等と調整し、林野火災の防止のため、火災防止の標柱、看板等の設置に努めるものとする。
- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。
- (3) 森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

県と調整を図りながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備促進を図るものとする。

第 7 節 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第 1 款 危険物災害予防計画

1 危険物災害予防計画

(1) 危険物施設等に対する指導

中城北中城消防本部（以下「消防本部」という。）は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「消防法」という。）に規定する危険物貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し、保安教育を実施するとともに、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置整備を図る。また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 高圧ガス災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、(社) 沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 高圧ガス消費先の保安対策

(社) 沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

(2) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、ポンプ場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図るものとする。

第1款 上水道施設災害予防計画

(1) 施設の耐震性の強化

各水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施工を行うものとする。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第118号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

第2款 下水道施設災害予防計画

(1) 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

村は、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。

第9節 災害通信施設整備計画

1 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進していくこととする。

- (1) 被災地及び関係機関と円滑な情報収集・伝達ができる体制を拡充することを目的とした沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備に伴い、本村における通信体制の整備を図る。

ア マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

イ 有線・無線による通信網の2ルート化を図る。

ウ 機動力を発揮する陸上移動局を各拠点へ配備する。

- (2) 村における防災行政無線の現行システムの追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

- (3) 県と調整し、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

2 通信設備等の不足時の備え

災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3 停電時の備え

災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

村は、県及び医療機関等と調整を図りながら、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 域災害、救急医療情報システムの整備

村は、県及び医療機関と調整を図りながら、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・医療情報システムの整備に努めるものとする。

5 NTT 西日本及び NTT ドコモ九州における予防計画

(1) 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防ぐため、次の防災計画を推進するものとする。

- ア 豪雨、洪水、高潮等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水対策を行う。
- イ 主要な電気通信設備等について、耐風対策を図る。
- ウ 主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐火対策を図る。
- エ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- ア 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- イ 主要区間の伝送路について、有線及び無線による 2 ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の措置を講じるものとする。

- ア 回線の設置切替方法
- イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ウ 孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- エ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- オ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

6 KDDI における予防計画

(1) 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

- ア 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。
- イ 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- ウ 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- エ 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

(2) 通信網等の整備計画

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ア 中央局設備及びその付帯整備を分散設置する。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により、可能な限り多ルート化を図る。

(3) 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に次のような災害対策機器等を配備するものとする。

ア 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。

イ 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

第 10 節 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関との連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び村民に対し不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出する。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うもので、次の対策を講じた上で実施する。

① 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

② 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、村民を避難させる。

③ 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、中城海上保安署へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

① 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規則、避難計画等について協議

するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

- ② 危険範囲を定め、その地域へ船舶及び村民等の立ち入りを規制する。
- ③ 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

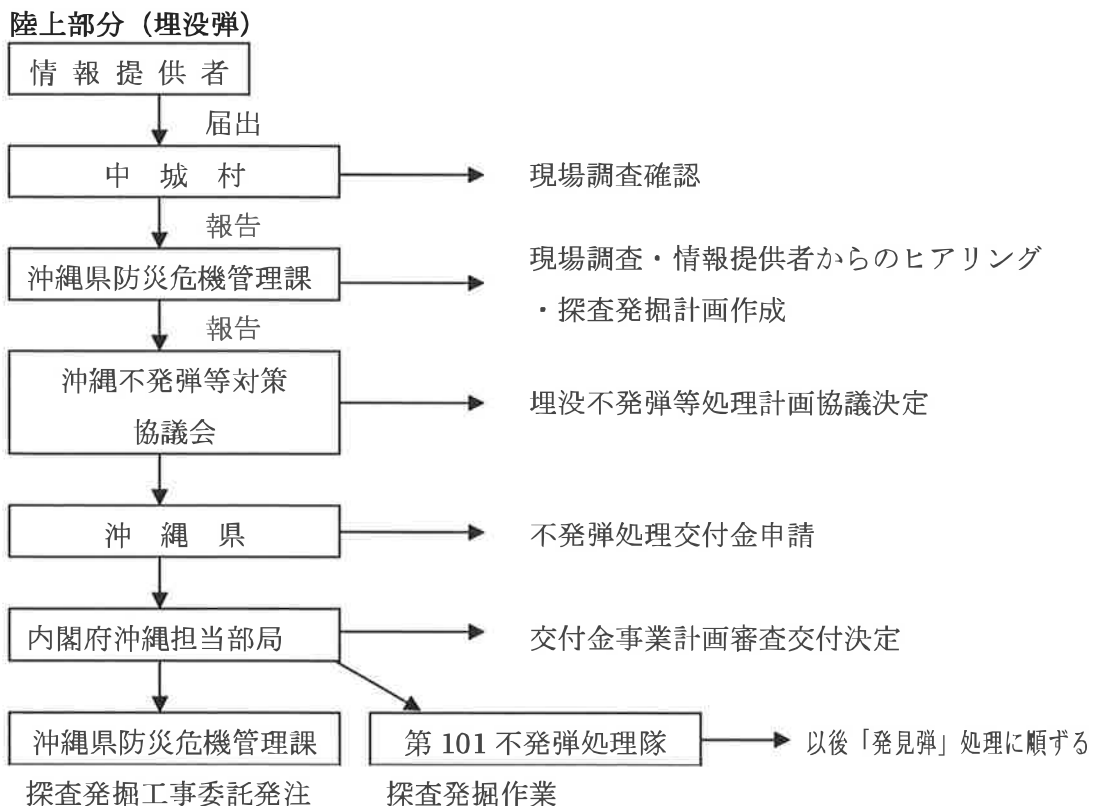
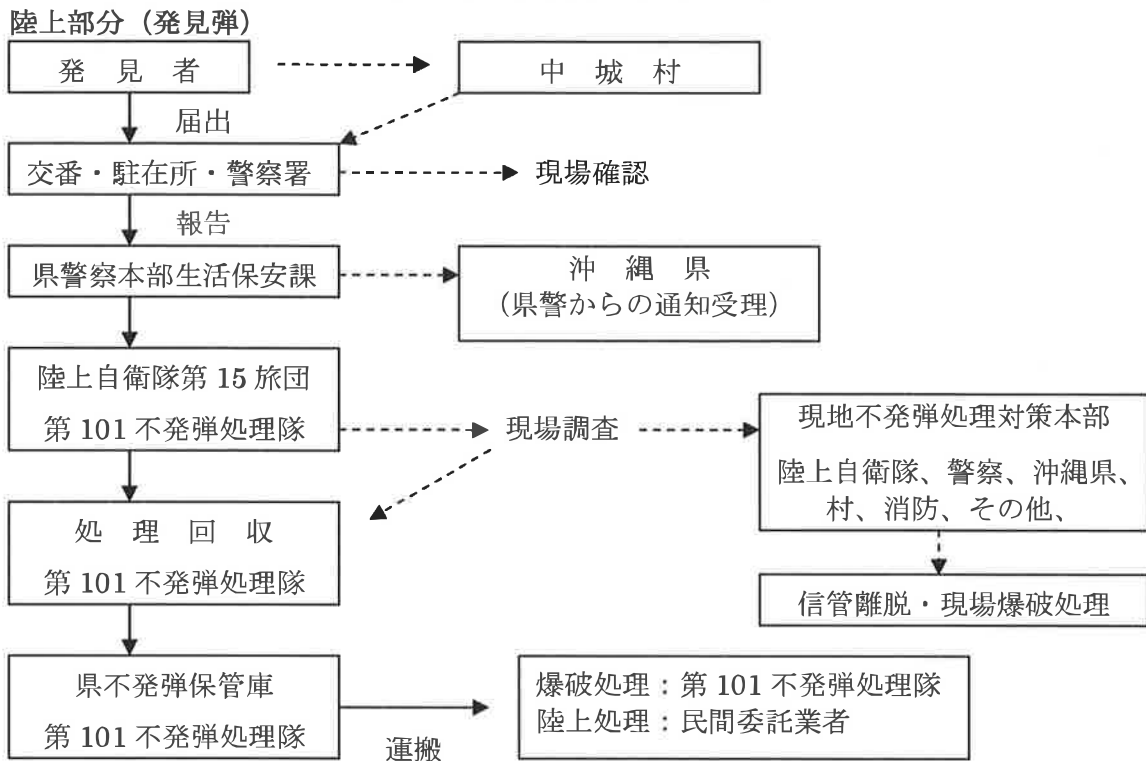
2 関係機関の協力体制の確立

国、県、各市町村や関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

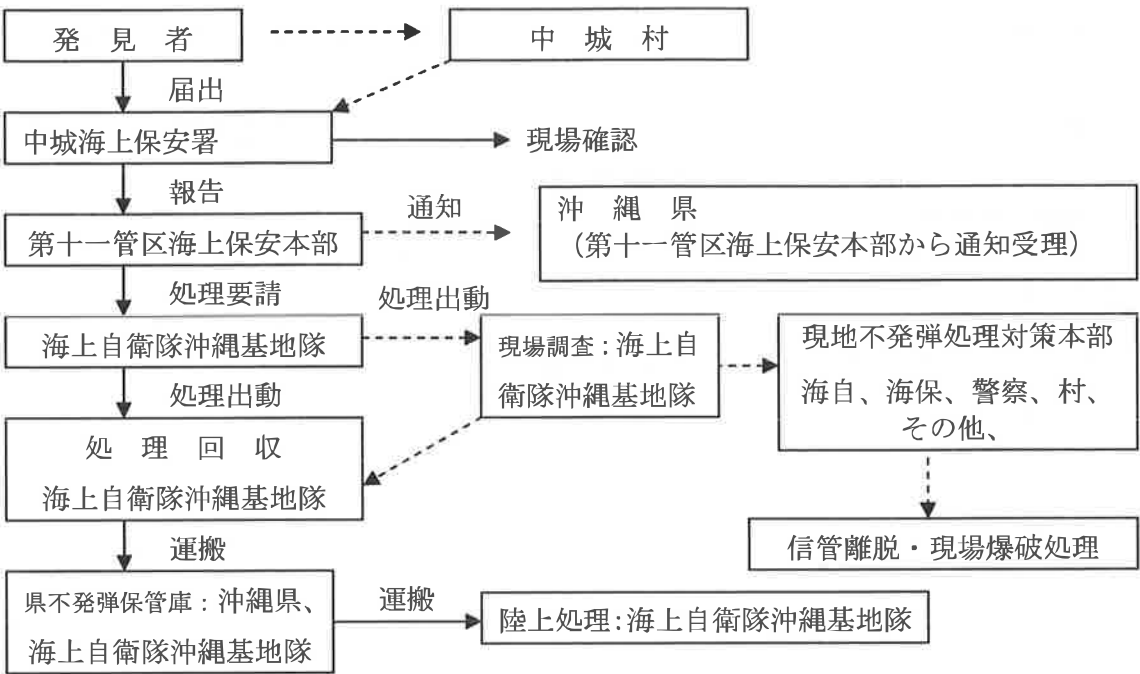
3 不発弾に関する防災知識の普及指導

- (1) 不発弾磁気探査事業者、村及び中城北中城消防本部等の関係職員は、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令等に関する知識を習得させるため、県等が主催する講習会に参加する。
- (2) 村民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

〈不発弾処理の流れ〉



海上部分（発見弾）



第 1 1 節 文化財災害予防計画

村の文化財に対する災害予防対策は次によるものとする。

1 予防体制の確立

村教育委員会において所管の文化財に対する防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。

2 防災意識の啓発

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災意識を啓発し、環境の整備等を図るよう勧奨する。

3 火気使用制限

文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

4 防災施設の整備

防災施設の必要な文化財は、補助事業等により防災施設の完備を図るとともに、県指定文化財及び未指定の文化財についても防災施設の設置を促進する。

5 職員の研修

文化財担当者は、県の主催する文化財担当職員講習を受講し、防災措置についての指導を受ける。

6 地震対策

地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第 1 2 節 農業災害予防計画

1 土砂崩壊防止工事等

(1) 土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) かんがい用水施設等整備事業

かんがい用水施設等について、老朽化により提体施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのある溜池について緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業について検討、推進していく。

2 農地保全整備事業

風雨によって侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県と調整を図りながら関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

営農方式の確立

「沖縄振興計画」に沿った県の対応や、亜熱帯農業における防災営農技術並びに、試験研究機関より、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努める。

第 1 3 節 食糧等備蓄計画

1 食糧・飲料水

(1) 食糧備蓄の目標

大規模災害が発生した場合の被害を想定し、人口の 20 分の 1 の 3 日分程度を目標に災害対策用食糧を備蓄する。また、災害時要援護者に配慮した食糧の確保に努めるものとする。

(2) 災害対策用食糧の確保

販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食糧の調達に努めるものとする。

(3) 個人備蓄の推進

インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を 3 日分程度、個人において備蓄していくよう、村民に広報していくものとする。

(4) 飲料水の確保

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるため飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備し、飲料水の備蓄を推進するものとする。

村及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

2 生活必需物資の備蓄

災害により住宅に損害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、迅速かつ計画的に配分・供出するため必要な物資を備蓄するものとする。

(1) 備蓄物の整備計画

地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。

(2) 備蓄物資の点検及び補充・整備

備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つように努めるとともに、災害により備蓄物資を供出した時は速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

3 備蓄倉庫の整備

村は、食糧及び生活必需品を備蓄するための場所及び施設における保管倉庫等の整備に努めるものとする。

第 1 4 節 消防、水防及び救助施設等点検整備計画

1 消防施設

消防施設の整備は、「消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第 1 号)」及び「消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)」等に基づき、増強及び更新を図るものとする。

消防施設の現況は、別表 1 (第 1 章―第 14 節―3) のとおりである。

2 水防施設

村長は、災害時の水防に万全を期するため、沖縄県水防計画書に定める基準に基づき水防倉庫、水防機材等の水防施設の整備を行うものとする。

3 避難所の整備等

(1) 避難所の整備

村長は災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておくものとする。

ア 避難所は、学校、公民館、その他公共施設等で、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。

イ 避難所として使用する建物については、耐震性を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ 避難所の選定に当っては、災害の特性を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 村内に適切な施設又は場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地建物の所有者又は、管理者の了解を得ておくものとする。

(2) 避難場所等の指定

ア 広域避難場所の指定

災害が拡大し生命に危険が及ぶような場合に備え、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定をしておくものとする。

【広域避難場所指定の基準】

- ・ 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ・ 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ・ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則 1 人当たり 1 m²を確保できること。
- ・ 避難場所の地区割計画の作成に当っては、自治会区域を考慮する。

イ 避難所の指定

避難所の指定は、人口、地域バランス、広域避難場所の位置等を考慮しながら、村長が指定するものとする。

(3) 危険区域における避難立退き先の指定

- ア 洪水、高潮、津波又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておくものとする。
- イ それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
- ウ 火災の際に、住家の密集する村民の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

4 避難路の整備

- (1) 避難場所等へ通じる道路で、幅員 5m 以上（ただし、市街地等で止むを得ない場合は 4m 以上）とする。
- (2) 避難場所等へ通じる緑道で、幅員 3m 以上とする。
- (3) 危険の予想される埋立地等の区域においては、災害時に一部不通になる場合に備え、代替の避難路も指定できるように複数の避難路及び避難用橋梁の整備を図るものとする。

5 救助用資機材及び救助隊の整備

大地震における倒壊家屋からの救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、村は地区ごとに救助用資機材を備蓄するものとする。

また、村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

別表 1

消防本部の名称・所在地

名 称	所 在 地
中城北中城消防本部	沖縄県中頭郡北中城村字大城 404 番地

消防車両

平成 25 年 4 月 1 日現在

車両 番号	年 式	車 種	総排気量 (ℓ)	ポンプ 規格	総積水料 (ℓ)	経過年数	車 名
1	平成 6 年	指令車	1.98			19	トヨタ
2	平成 10 年	予防広報車	1.99			15	トヨタ
3	平成 25 年	積載車	2.98			24	トヨタ
5	平成 6 年	水槽付ポンプ車	7.41		2,000	19	ヒノ
6	平成 9 年	指揮車広報車	1.76			16	トヨタ
7	平成 8 年	資機材搬送車	1.95			17	ニッサン
8	平成 12 年	高規格救急車	3.3			13	トヨタ
9	平成 8 年	大型化学車	15.2			17	いすゞ
10	平成 25 年	救助工作車	5.19			0	いすゞ
11	平成 20 年	高規格救急車	2.69			5	トヨタ
12	平成 13 年	水槽付ポンプ車	8.22	A-2	2,000	12	いすゞ
13	平成 6 年	事務連絡車	1.49			19	トヨタ
14	平成 23 年	高規格救急車	2.69			2	いすゞ
16	平成 20 年	小型動力ポンプ 付水槽車	9.83	B-2	10,000	5	いすゞ
17	平成 5 年	水槽付ポンプ車	7.41	A-2	2,000	20	ヒノ
18	平成 20 年	水上バイク				5	

消防水利現勢

区 域	消火栓	地下式	地上式	単口	双口	備考
伊集	9	7	2	7	2	
和宇慶	9	7	2	7	2	
南浜	0	0	0	0	0	
北浜	5	5	0	4	1	
津覇	18	16	2	11	7	
奥間	11	11	0	9	2	
浜	7	4	3	7	0	
安里	8	8	0	3	5	
当間	7	7	0	6	1	
屋宜	10	10	0	7	3	
添石	5	5	0	5	0	
伊舎堂	13	13	0	11	2	
泊	11	11	0	7	4	
久場	17	17	0	6	11	
登又	15	15	0	11	4	
サンヒルズタウン	7	7	0	7	0	防火水槽 3 箇所
新垣	11	10	1	9	2	
北上原	15	15	0	15	0	
南上原	58	58	0	39	19	
県営団地	1	1	0	1	0	
合計	237	227	10	172	65	

第 1 5 節 避難誘導等計画

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、村において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

村の役割

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 村民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の習熟
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2 県の実施すべき対策

- (1) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- (2) 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

3 社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導体制の整備

4 避難場所の整備等

- (1) 避難所の指定、整備

村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ウ 避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 広域避難場所等の指定

ア 村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

(ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

(イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

(ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

(エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮する。

イ 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

表 風水害等における避難場所

No	避難場所	住所	管理者
1	村立中城南小学校	中城村南上原 799・1	中城村教育委員会
2	村立中城小学校	中城村屋宜 239	中城村教育委員会
3	村立北上原分校跡地	中城村北上原 439	中城村教育委員会
4	和宇慶構造改善センター	中城村和宇慶 781	各字自治会長
5	津覇構造改善センター	中城村津覇 516・1	各字自治会長
6	屋宜公民館	中城村屋宜 282	各字自治会長
7	添石公民館	中城村添石 231	各字自治会長
8	登又公民館	中城村登又 390	各字自治会長
9	新垣区民館	中城村新垣 201	各字自治会長
10	南上原公民館	中城村南上原 754・5	各字自治会長

第 16 節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者については、事前の避難計画の策定等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるものとする。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきり高齢者や手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所している。また、災害時要援護者専用の避難所として村内及び近隣市町村等における福祉・保健・医療施設を確保する重要性が高く、そのため日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(1) 施設、設備等の安全点検（施設の安全性確保）

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるように努めるものとする。また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように施設や付属設備等の点検に努めるものとする。

(2) 地域社会との連携体制の確立（支援体制）

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは困難である。災害時要援護者を適切に避難誘導・救出するため、常に地域社会との連携を密に村民への周知を図り、災害時には村民の協力を得て、避難誘導、救出・救護及び安否情報等の把握、伝達体制計画の整備等を図るように努める。

(3) 緊急連絡先の整備（情報システムの確立）

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。なお、災害時要援護者の実態把握にあたっては、個人情報等の保護に十分配慮するとともに、地域における災害時要援護者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援するものとする。

(4) 災害用食糧等の備蓄推進

乳幼児等を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努めるものとする。

(5) バリアフリー化の推進

高齢者や身体障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化

を進め、災害時の避難に備える。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、災害時要援護者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するために日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、施設や付属設備等の整備に努める。

また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように、施設や付属設備等の点検に努めるとともに災害時要援護者に配慮した避難体制の整備に努めるものとする。

3 在宅で介護を必要とする村民等の安全確保

心身に障がいやを有する者、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能障がいによる移動困難、判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から同様の困難があるものと考えられる。したがって、村では災害時要援護者の安全確保のために特別の配慮を講ずる必要がある。

(1) 災害時要援護者支援計画

本村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して災害時要援護者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報の保護等に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報を共有し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難支援計画策定にあたっては、「災害時要援護者の避難ガイドライン」（平成 18 年 3 月 災害時要援護者の避難支援に関する検討会）に基づくものとする。

(2) 防災についての指導・啓発

《災害時要援護者及びその家族に対する指導》

- ①日常生活において常に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておくこと。
- ②地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

《村民に対する指導》

- ①地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ②災害発生時には、災害時要援護者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(4) 在宅災害時要援護者居住住宅への改良支援等

現在行われている住宅改造費助成事業、日常生活用具給付等を利用し、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるような住宅の改良を推進するものとする。

4 観光客、旅行者等の安全確保

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

(1) 避難標識等の整備

避難所・避難路の標識が、観光客、旅行者にも容易に判別できるよう整備する。

(2) 宿泊客の安全確保

ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど、宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救助活動の拠点となれるよう平素から食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

5 外国人の安全確保

国際化の進展に伴って村内に居住、来訪する外国人が増加している。そこで言語、文化、生活習慣の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれるような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

外国語の防災パンフレットを作成し、機会のあるごとに配付するなど、外国人への防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第 17 節 台風・大雨等の防災知識普及計画

地震・津波編 第 3 節に定める対策のほか、村は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への村民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 講演会

村は、防災気象講演会を開催し、村民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(2) 防災教育

村は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

村は、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等を保管し、村民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

村は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため中城北中城消防本部が実施する防火管理者講習会等とする。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・ 初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・ 専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・ 幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ウ) その他の教育（1 日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年 1 回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年 2 回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

第 18 節 防災訓練計画

防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図る。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとし、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び村民に災害時の心構えと防災活動を認識修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

ア 実施要領の作成

実施時期や場所、訓練目標を設定した訓練実施要領を作成し、関係機関へ周知するものとする。

イ 参加機関

訓練参加機関は村、村内各種団体、県、関係市町村、防災関係機関及び一般村民とする。

ウ 訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

- ① 避難訓練
- ② 水防訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 炊出し訓練
- ⑤ 感染症対策訓練
- ⑥ 輸送訓練
- ⑦ 通信訓練
- ⑧ 流出油等防除訓練
- ⑨ 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ⑩ その他必要に応じて定められた訓練

エ 訓練のための交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 職員参集訓練

初動体制の迅速化、非常配備体制を確保するため職員の参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(3) 訓練後の評価

訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて防災体制等の改善を行うものとする。

第 19 節 自主防災組織育成計画

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、村民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効な防災対策となるものと考えられる。

これら自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに村民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。そのため、村は各地域において自主防災組織の結成を推進し、その育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 村民の防災意識の高揚

村民に対する防災意識の普及及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレット、ビデオ等、資料の作成及び講演会等の開催を積極的に推進するものとする。

2 組織の編成単位

村民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は下記事項に留意の上、村が村民と協議して実施するものとする。

- (1) 村民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 村民の基礎的な日常生活圏としての一体性を持っている地域であること。

3 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として、防災組織を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA 等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

4 活動計画の策定

組織の効果的な活動を推進するため、地域の規模や態様を十分活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

5 資機材の整備

村は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

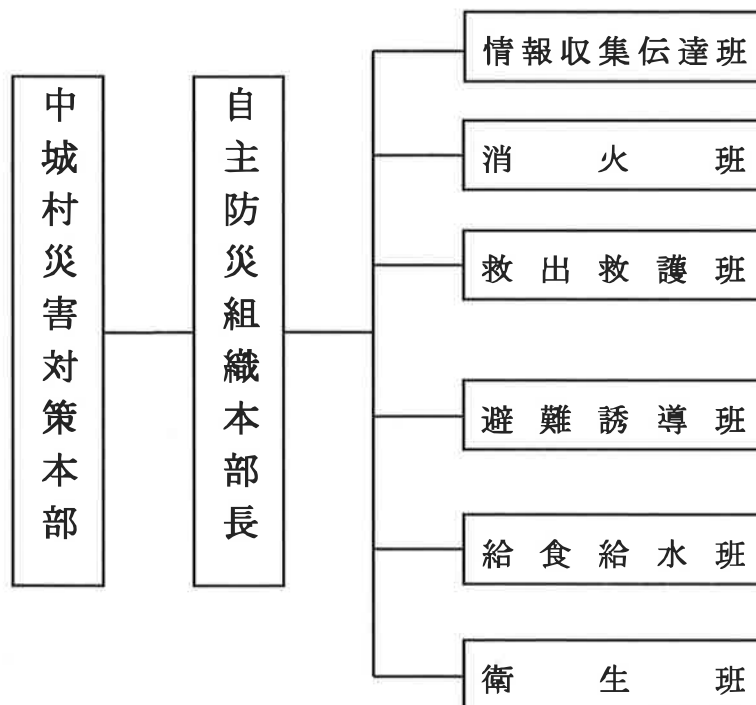
6 活動拠点の整備

村は、平常時は自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

7 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、概ね次のとおりの組織図となる。ただし、地域によってはその態様に応じて作成しても差し支えないものである。

《自主防災組織図》



《自主防災組織の役割分担》

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集伝達班	① 防災知識の普及に関すること ② 情報収集伝達訓練の計画、実施に関すること ③ 必要資機材の整備点検に関すること	① 情報収集、伝達に関すること ② 指揮命令等の伝達に関すること ③ 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
消火班	① 地域の安全点検に関すること ② 消火訓練の実施、計画に関すること ③ 必要資機材の整備点検に関すること	① 出火防止と初期消火に関すること
救出救護班	① 地域の安全点検に関すること ② 救出救護訓練の実施、計画に関すること ③ 必要資機材（救出用具、医療品等）の整備点検に関すること	① 負傷者の救出及び搬送に関すること ② 負傷者の応急手当に関すること ③ 仮設救護所の設置に関すること
避難誘導班	① 地域の安全点検に関すること ② 避難路、避難場所の設定訓練に関すること ③ 必要資機材の整備点検に関すること	① 安全な避難誘導に関すること ② 避難場所の設定に関すること

給食給水班	① 井戸の状況把握に関する事 ② 給食、給水訓練の実施及び計画に関する事 ③ 必要資機材の整備点検に関する事	① 炊出しに関する事 ② 食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関する事 ③ ろ水機の運用に関する事
衛生班	① 衛生処理訓練の実施、計画に関する事 ② 必要資機材の整備点検に関する事	① 仮設トイレに関する事 ② ごみ処理及び消毒に関する事

第20節 災害ボランティア計画

大規模災害時には、行政機関とボランティアがともにいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右する。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取り組み

村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2 地域ボランティアの育成

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

《地域ボランティアの役割（初動期）》

- | |
|-------------------|
| ① 被災地外ボランティアの現地誘導 |
| ② ボランティアの受付 |
| ③ ボランティア組織の形成を支援 |

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 災害時にボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

本村は社会福祉協議会及び県の関係機関と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動を行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

(1) 村は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備検討しておくものとする。

- (2) 災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- (3) 村内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。
- (4) 村は、県の推進しているボランティア保険の加入に際して、経済的支援を検討する。

第 2 1 節 道路災害予防計画

1 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、各関係機関と連携し情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

